

参考人の招致

10月8日付で山下委員から決算第二特別委員会委員長宛に参考人を招致したい旨申し出がありました。

1 案件

横浜市大との連携について

2 参考人を招致する審査局

政策局（10月18日審査予定）

3 参考人

公立大学法人横浜市立大学
理事長 小山内 いづ美 氏

※参考人の補助者

公立大学法人横浜市立大学
事務局長 相原 誠 氏
学務・教務部長 小林 謙一 氏

4 参考人の意見聴取の方法

参考人の意見陳述は求めず、委員の質問に対し答弁を行う。

参考 令和2年度決算第二特別委員会の運営方法

17 指定管理者、地方独立行政法人及び外郭団体の参考人招致

(1) 参考人からの意見聴取は、局別審査において実施できる。

(2) 実施手続き

ア 依頼書は、委員長（予定者を含む。）に提出する。

イ 提出方法は、参考人の住所・氏名、審査局、案件を文書で提出する。

ウ 提出期限は、参考人招致日の6日前（市の休日は除く。）までとする。

なお、依頼書の提出に当たっては、招致を予定している機関を所管する局を通じ、あらかじめ調整を行う。

(3) 意見聴取の方法

参考人の意見陳述とその後の質問に対する答弁によるほか、質問に対する答弁のみを行う方法によることもできることとし、いずれの方法で行うかは当該委員会が決定する。